

説明資料2-1
(参考資料)

緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会
中間とりまとめ

平成19年7月26日

緑資源機構談合等の再発防止
のための第三者委員会

緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会は、5月18日から7月26日までの間、6回にわたり委員会を開催し、談合の再発防止策を策定するため、緑資源機構・受注法人・林野庁の組織・業務・人事の在り方について検討を行ってきた。

第1回及び第2回委員会で各委員が開陳した意見を踏まえ、第3回委員会（6月15日）で論点・課題について整理し、農林水産省に対して包括的な基本姿勢を示すことを求めた。これを受け第4回委員会（6月26日）に農林水産省としての包括的な基本姿勢が提示された。

また、6月28日から7月11日までの間、国民から意見・情報を募集し検討の参考とした。

これらを踏まえ、農林水産省から提示された包括的な基本姿勢について論議を行い、本委員会としての意見を下記のとおりまとめた。

今後は、農林水産省における取組みの進捗状況や本件事案をめぐる事態の変化を見守りつつ、必要に応じて委員会を開催し、審議と助言を行うものとする。

記

1 緑資源機構の組織・業務・人事について

(1) 今回の事案は、発注者側が組織的に継続して談合を主導したとされており、いわゆる官製談合の中でも悪質なものである。このため、当委員会発足後に緑資源機構を廃止するという政策的な決定がなされ、当委員会としては、これを前提として検討を行った。緑資源機構の廃止は、本委員会が下した結論ではないが、天下りと官製談合が常態化していたために廃止以外に改善する方法がないと農林水産省が判断したものと理解する。

なお、複数の委員から、緑資源機構の廃止方針に対する異論が述べられたが、仮に廃止はやむを得ないとしても、地方公共団体への支援措置の充実など事業の円滑な承継に万全を期すべきこと等の意見が出された。

(2) 談合事案として公正取引委員会が告発した内容は、幹線林道事業の調査・コンサルタント業務という限られた分野でのものであるが、本委員会に示された緑資源機構が発注した事業の入札調書を見ると、他の事業についても談合があった可能性は否定できないと考えられる。したがって、農林水産省及び林野庁は緑資源機構の全事業について調査を行って実態を明らかにするとともに、緑資源機構が廃止された後も、これらの事業を継承して実施する法人において再発防止策を講じる必要がある。

(3) なお、一部の委員から、発注者である緑資源機構が談合を主導していたという事態が長年継続されてきたことについて、管理者の責任が問われなければならないとの意見が出された。一方、過去の責任追及は、本委員会の任務ではないとの意見も出された。

2 受注法人の組織・業務・人事について

- (1) 起訴された2公益法人については、公益を害すべき行為を行ったものとして、その設立許可を取り消すことはやむを得ない。また、その他の公益法人についても、税の減免を受ける公益事業として、入札において民間企業と競争する状況は公正な競争という観点からは問題があり、入札対象事業への参加は認められるべきではない。
- (2) 他方、これまで現場においてこれらの公益法人が果たしてきた役割は小さくなく、その能力は今後森林・林業の再生を図る上で有用である。したがって、例えば株式会社などの新しい形で能力や技術が引き継がれていくことが望ましい。これにより、許可取消しとなる法人の職員の雇用が確保され、ひいては地域社会の保全にも資することになる。
- (3) 一部の委員からは、他の公益法人についても、天下りと官製談合を繰り返していた疑いは極めて強く、天下りの行われている組織については、一般競争入札を含む今後の入札に参加する資格を与えない措置をとることが必要であるとの意見が出された。

3 林野庁の組織・業務・人事について

- (1) 林野庁は、その所管に係る緑資源機構において本件事案のような事態が継続されていたことを深く反省し、林野庁職員の意識改革やチェック機能の強化に万全を期すことが必要である。また、林野庁自らが発注した事業についても、内部調査や入札情報の開示などにより、発注の実態を明らかにすべきである。今後においても、一般競争入札への切り替え、入札調書の開示など徹底した情報公開によって、業務の競争性及び透明性を高めることが必要である。
- (2) 事務官・技官にこだわらない人事配置、他省庁や民間企業との人事交流などにより、人事を固定化させないことが、談合を生みやすい閉鎖性の排除のために重要である。

(3) 地球温暖化問題と関連して、森林・林業行政に対する国民の関心と期待が高まっている時期に、今回のような事件が発覚し、国民の信頼が裏切られたことは誠に残念である。

林野庁においては、環境との調和と共生の推進、自然保護団体や地域住民などより幅広い層に開かれた行政の展開、関係予算の合理化・効率化など、政策のあり方を見直し、国民の信頼回復に努めるべきである。

(4) 一部の委員からは、農林水産省及び林野庁は、緑資源機構の所管官庁として、今回の事態に対する調査を踏まえて管理責任を明確にする必要があるとの意見が出された。

4 入札改革と監視の強化について

(1) 発注者側が談合に関与することが特質である官製談合対策としては、受注者側に談合をさせないようにするだけでは足りず、発注者側の役職員の意識改革やコンプライアンスの徹底が重要である。

(2) 農林水産省が包括的な基本姿勢として提示した内容は、これまでの他の機関における談合事案についての再発防止策を踏まえたものと考えられる。特に、事業担当部局から分離して常設の監視機関を整備することは、今回新しい内容であり、評価できる。

(3) 一部の委員からは、次の意見が出された。

① 緑資源機構を舞台にした天下りと官製談合は長きにわたり継続的に行われたものであり、これを根絶するために、天下りの行われている組織については、一般競争入札を含む今後の入札に参加する資格を与えない措置をとることが必要である。

② コンプライアンスの徹底は望ましいことだが、一朝一夕には難しい。より厳しい談合防止策を考えるなら罰則強化が効果的である。そこで、談合の事実が確認されたら、違約金の率の引き上げ、入札参加停止期間の延長、過去も含めた企業の実績評価などに加えて、入札時に企業に連帯保証と連帯責任を確約させるとともに、また、不正を憎み内部告発が（従業員の行動として）正常と受け容れられる環境の醸成に努めることが必要である。

「論点・課題の整理について」を踏まえた 農林水産省の包括的な基本姿勢

I 緑資源機構の組織・業務

〔基本的な考え方〕

今回の緑資源機構をめぐる官製談合事件については、発注者側が組織的に、また、長期間にわたって反復継続して一連の談合を主導していた極めて悪質な官製談合である疑いが強い。また、それを組織として自らチェックすることができず、元理事及び幹部が起訴されるなど、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招いた。

これらを総合的に勘案した場合に、このような組織を引き続き、重要な政策を担う機関として位置付けて存続させ、更生の機会を与えることは、国民の信頼を更に損なうものであると判断される。

このため、独立行政法人緑資源機構については、本年度限りで廃止することとする。

緑資源機構の各事業については、それぞれについて個別に必要性を検討し、その取扱いを判断することとする。

また、事業の取扱いが変更となる林道事業や農用地事業に従事する機構職員については、残事業において活用するなどして、その知識・経験が生かされるよう配慮することを検討していく。

〔措置の内容〕

1 緑資源機構については、平成19年度限りで廃止する。

2 廃止後の事業については、次の方針で見直す。

① 緑資源幹線林道事業

本事業は、極めて悪質な官製談合が行われていたとされる事業であり、この事業を継続することは国民の信頼を更に損なうことになることから、機構の廃止とともに、独立行政法人が行う事業としては廃止することとする。

他方で、談合とは何ら関わりのない受益者の本事業への期待に配慮するためにも、また、これまでの投資が無駄にならないためにも必要な区間については、新しい仕組みに切り替えて事業を実施する途を残しておくことが必要であると判断される。

このため、本事業については、実施主体を地方公共団体に移管した上で、区間ごとに必要性を検証しながら、補助事業として実施することとする。

② 水源林造成事業

本事業は、国民生活に関連の深い奥地水源地域等の民有林の保安林において、森林所有者が要する費用の一部を補助するのみでは進み難い森林の造成を行う事業である。

また、京都議定書の森林吸収源対策の確実な実施を図るためにも必要不可欠な政策手段である。

したがって、事業の透明性・効率性の確保を徹底しつつ、他の法人へ事業を継承することとする。

③ 特定中山間保全整備事業

本事業は、森林及び農用地を一体的に整備することにより、農林業の持続的な生産活動を促進し、公益的機能の維持増進を図るものであるが、緑資源機構の廃止により農林一体の整備を担う組織がなくなることから、現在実施中の3区域の完了をもって事業を廃止することとする。

なお、実施中の3区域については、地域の要請に基づき、事業計画や負担金について受益農家等の同意を得て実施しており、残年数も限られていることから、必要な見直しを行った上で、他の法人に継承して実施することとする。

④ 農用地総合整備事業

本事業は、既に新規採択を行っておらず、規制改革会議の答申等も踏まえて、現在実施中の6区域の完了をもって事業を廃止する。

なお、実施中の区域については、他の法人に継承して、早期完了に向けて効率的に実施することとする。

⑤ 海外農業開発事業

本事業は、国内業務で培った技術・知見を活用して、砂漠化防止などの地球環境問題や紛争・自然災害に対する復興支援に貢献するため、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する技術・手法の開発、調査などを行うものである。

地球環境問題や復興支援は、国際社会の大きな課題であり、これらに積極的に対応している我が国としても必要不可欠な政策手段である。

したがって、事業の効果的・効率的な実施を徹底しつつ、他の法人へ事業を継承することとする。

II 緑資源機構（及び承継法人）の人事

〔基本的な考え方〕

今回談合が発覚した緑資源幹線林道事業に係る測量・建設コンサルタント業務については、特に、公益法人に林野庁及び機構の再就職者が多く在籍していることにかんがみ、その受注先法人について、設立許可の取消し、当該業務からの撤退のほか、再就職の自粛など人事に関しても徹底した措置を講ずる。

また、機構職員が長年にわたって培ってきた知識・経験が活かされるよう、十分配慮する。

〔措置の内容〕

- 1 現在凍結中の受注先法人への再就職については、引き続き自粛するよう指導する。
- 2 事業部門ごとに固定化されている人事の見直し、民間との人事交流の実施を行うように指導する。
- 3 緑資源幹線林道事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に従事している機構職員については、これまでの知識・経験を生かすことで、
 - ① 効率的な作業路の整備に必要な地質調査、測量業務
 - ② 主伐を行うために必要な収穫調査業務
 - ③ 新たな契約締結や造林事業の完了検査業務
 - ④ その他経理業務等を実施することが可能であり、水源林造成事業の効率的な実施が期待されることから、必要な職員数の受け入れを検討する。
このほかにも、機構職員について、農林業関係の他法人や民間企業等への受け入れを検討する。

III 受注法人の組織、業務、人事

[基本的な考え方]

いやしくも公益法人が談合を行ったとして起訴されたことは、あってはならないことである。このことは、民法第71条に定める設立許可の取消し事由である「公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないとき」に該当するものと思料される。

また、公益法人が租税の減免を受けるという制度の下で、民間営利企業と入札で競合することは、公正競争の基盤を成り立たなくさせると同時に、公益法人に係る税制上の優遇措置の趣旨にも反するものと考えられる。

なお、今後、機構（及び承継法人）及び林野庁から発注する事業については、一般競争入札方式により実施されるが、その後も競争入札を健全に運営していくため、再就職のあり方として、

- ① 受注先法人への再就職自粛の継続
 - ② 早期退職慣行のは正への取組
 - ③ 林野庁退職者が公益法人の長に固定的に就任することを排除
 - ④ 機構（及び承継法人）及び林野庁における談合防止策の徹底、特に再就職者が存在する法人の受注状況について定期的な調査・公表
- といった措置を講ずることが必要である。

[措置の内容]

1 組織について

- ① 起訴された(財)森公弘済会及び(財)林業土木コンサルタントについて、設立許可の取消しを行う。
- ② なお、その他の受注公益法人についても、測量・建設コンサルタント業務からの撤退又は自主解散のいずれかを選択するよう指導する。

2 業務について

- ① 受注公益法人については、測量・建設コンサルタント業務について、今後一切行わないよう指導する。
- ② 林野庁所管の公益法人については、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善を図ることとし、特に、現に民間企業と入札での競争が行われる業務について、公益事業として行うことを認めない。

3 人事について

- ① 緑資源幹線林道に係る地質調査・調査測量設計業務の受注法人(25法人)に対し、緑資源機構及び林野庁退職者を採用しないよう本年4月27日に要請したところであり、これらの法人への緑資源機構及び林野庁退職者の再就職自粛を継続する。
- ② 林野庁所管のその他の公益法人の長について、林野庁退職者が就任することを固定化させない。
- ③ 後述の機構（及び承継法人）及び林野庁における談合防止策を徹底する。特に、再就職者が在籍する法人の受注状況について定期的に調査し公表する措置を継続的に行っていく。

IV 林野庁の組織、業務、人事

[基本的な考え方]

- 1 これまで林野庁が行ってきた機構の指導監督に関しては、談合防止の観点からは、次のような問題点があった。
 - ① 林野庁と機構との打ち合わせの中で、談合防止に関する具体的な協議が行われてこなかった。
 - ② 林野庁において、入札調書、入札監視委員会の議事録、業者の指名の実態、入札に関する情報の公開の状況等入札に関する情報について、十分なチェックを行ってこなかった。
 - ③ 青森事案の発生というチェック機能を強化すべき機会があったにもかかわらず、十分な指導を行ってこなかった。
- 2 このような事態が発生した背景については、次の諸点が考えられる。
 - ① 機構を監督すべき部局において、談合が適切な防止措置を講じなければ身近な世界でも起こりうる問題であるとの意識が不十分であり、日頃から談合防止の観点からの指導監督に意を用いてこなかったのではないか。
 - ② 発注者である機構や受注法人（特に受注公益法人）の役職員に林野庁からの再就職者が多数在籍することが同属意識を生み、監督者と被監督者の間の緊張関係を希薄にし、談合をチェックする機能を働くさせていたのではないか。
 - ③ 林野庁からの再就職者が特定の公益法人に偏っているにもかかわらず、いわゆる「天下り」が競争入札の健全な運営を損なうとの基本的認識に立って監視措置を講じてこなかったのではないか。
- 3 以上の反省に立ち、機構（及び承継法人）、受注法人、林野庁のそれぞれについて、組織、事業、人事にわたる徹底的な再発防止策を講じていくこととする。

[措置の内容]

1 組織について

- ① 機構の本年度限りでの廃止に伴い水源林造成事業は、執行の透明性、効率性を徹底しつつ、経過措置法人へ事業を継承し、その後国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐ。
- ② 行革推進法において平成22年度に検討することとされている国有林野事業の一般会計化、一部独立行政法人化については、一刻も早く経過措置を終了し安定した継承事業の執行体制を確立するため、実施を1年前倒しし、平成22年4月とする。
また、これに併せて林野庁の組織を事業のあり方の見直しに応じて再編することを検討する。
- ③ 前倒しに際しては、債務処理方策、一般会計との統合のあり方、職員の振り分け・融合を含めた調整等、重要かつ多岐にわたる課題が存在する中、平成21年1月に始まる通常国会に関連法案が提出できるよう、政府部内での検討を加速する。

2 業務について

- (1) 特に機構(及び承継法人)に対する監視強化策として、次の措置を講ずる。
- ① 入札段階における監視については、疑義案件や情報提供案件を対象としてより徹底した調査、審議を行い、入札保留等の措置を彈力的に運用する。
 - ② 事後的なフォローアップについては、入札結果を統計的に分析し、適切な入札や監視体制が機能しているかを定期的にチェックする。(再就職者との関係で特定業者に偏っていないなどをチェックする。)
 - ③ 組織整備については、上記監視及び分析を効率的・効果的に行うための入札監視体制の整備・強化を図る。その際、本省(本庁)のみならず、地方局においても、監視・分析の確実な実施を図る。
 - ④ これらの取組に加え、入札制度や入札の実施に関し、監督機関及び機構(及び承継法人)の幹部レベルや担当者レベルでの日頃の情報交換を活発化し、お互いの無関心や黙認の防止を図る。
- (2) また、林野関係予算については、必要な見直しを行い、森林・林業の再生と山村の活性化等のための新たな施策の展開を図る。
- なお、機構への補助金については、各事業の取扱いの変更や、既存事業の計画の見直し等を適切に反映し、平成20年度予算の概算要求を行う。

3 人事について

- ① 緑資源幹線林道に係る地質調査・調査測量設計業務の受注法人(25法人)に対し、緑資源機構及び林野庁退職者を採用しないよう本年4月27日に要請したところであり、これらの法人への緑資源機構及び林野庁退職者の再就職自粛を継続する。
- ② I種採用職員の勧奨退職年齢を3歳以上引き上げることを目標とするという政府方針の実現に取り組む。
また、専門スタッフ職について、政府で導入されることとなった場合には積極的に活用する方向で取り組むことにより、退職年齢のさらなる引き上げを図る。
- ③ 林野庁所管のその他の公益法人の長について、林野庁退職者が就任することを固定化させない。

V 入札改革と監視の強化

[基本的な考え方]

一般競争入札への切り替えを行った上で、監視の強化、コンプライアンスの徹底、情報公開の一層の推進をはじめとする入札方式の改善等の談合防止策を徹底する。

[措置の内容]

1 緑資源機構（及び承継法人）における取組

(1) 入札方式の改善

① 競争性の適切な確保

ア 平成19年4月以降、災害復旧対応等緊急やむを得ない場合又は少額の場合を除き、すべて一般競争入札を実施（指名競争入札は廃止）

イ 低価格入札防止のため、低入札価格調査や入札ボンドを積極的に導入

ウ 違約金条項の厳格な運用（なお、現状の10%を引き続き維持）

② 透明性の確保

ア 総合評価方式の積極的拡大

イ 電子入札を平成20年度より本格導入

ウ 不落随意契約を原則廃止

③ 情報公開と体制強化

ア 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に係る契約・入札情報及び随意契約（少額の随意契約を除く。）の入札結果をホームページにより公開

イ 本部の森林業務部門と経理部門及び地方建設部の執行体制の一部について、組織の再編を実施

ウ インターネットを利用した一層の情報公開の推進等を通じた業務の明確化

エ 総合評価方式等新たな事務の増大に対応可能な体制を強化

(2) 監視の強化

① 各種チェックの強化

ア すべての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、工事費内訳書の提出を求め、チェックを強化

イ 入札談合に関する情報があった場合は、談合情報対応マニュアルによる対応の徹底

ウ 今後は、入札監視委員会による抜き打ち検査等を行うなど、チェック機能を一層強化

② 入札監視委員会の機能強化

ア 入札監視委員会によるチェックを引き続き実施

イ 疑義案件や情報提供案件についてヒアリングを行う等入札監視委員会による事後監視を強化

③ 再就職者在籍法人の監視

林野庁及び機構からの再就職者が在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し、公表

(3) コンプライアンスの徹底

- ① 研修の充実
 - ア 職員に対し、コンプライアンス教育や倫理教育を徹底
 - イ 談合防止に係る内部規定やマニュアルを整備
- ② 秘密保持の徹底
 - ア 予定価格及び予定価格書の作成根拠となる資料の秘密保持について、さらに徹底
 - イ 受注企業との接触について、明確なルールを規定
 - ウ ルール違反の通報を受け付ける窓口を設置
- ③ 相談窓口の設置
 - 職員の法令遵守の推進に資するべく、相談窓口を設置
- ④ 企業への指導
 - 受注企業に対し、同業他社間における情報交換等に関する規範の設定及び法令遵守の徹底を要請

2 緑資源機構（及び承継法人）に対する監視の強化

- (1) 入札段階における監視
 - ア 疑義案件や情報提供案件を対象としてより徹底した調査、審議を実施
 - イ 入札保留等の措置を弾力的に運用
- (2) 事後的なフォローアップ
 - ア 入札結果を統計的に分析し、適切な入札や監視体制が機能しているかを定期的にチェック
 - イ 再就職者との関係で特定業者に偏っていないかなどをチェック
- (3) 組織整備
 - ア 上記監視及び分析を効率的・効果的に行うための入札監視体制を整備・強化
 - イ 本省（本庁）のみならず、地方局においても、監視・分析を確実に実施するための体制を整備
- (4) 入札制度や入札の実施
 - 監督機関及び緑資源機構（及び承継法人）の幹部レベルや担当者レベルでの日頃の情報交換を活発化し、お互いの無関心や黙認を防止

3 林野庁における発注業務に係る入札改革の取組

- (1) 発注
 - ア 一般競争入札への切り替えを実施
 - イ 違約金条項の厳格な運用（なお、現状の10%を引き続き維持）
- (2) 監督機関として自ら行う発注業務
更に姿勢を正す観点から以下について重点的に取組
 - ① 情報公開
 - ア 現在の公表・閲覧型からホームページ掲載型への切替を速やかに推進
 - イ 入札情報のみならず入札監視の取組状況に至るまで幅広い事項について公表
 - ② 体制強化

工事等の品質確保を図りつつ一般競争入札を実施するため、総合評価等の新たな事務量の増大に対応するための体制を強化

③ 入札監視委員会の機能強化

ア 入札監視委員会の監視等による契約事務の適正化をより徹底

イ 監視や分析等の新たな事務量の増大に対応するための体制を強化

④ コンプライアンスの徹底

ア 職員における法令遵守の徹底を図るため、事業担当部局以外の部局に、コンプライアンスの徹底に対応するための体制を整備（談合防止に関する専門的知見を有する有識者の参画を要請）

イ この体制において、

- ・ 事業を発注する地方支分部局（森林管理局等）の巡回点検、抜き打ち監査
- ・ 談合に係る通報窓口の設置・運用
- ・ 経理担当及び事業担当職員向けコンプライアンス研修の新設・拡充
- ・ マニュアル整備

等を実施

⑤ 再就職者在籍法人の監視

林野庁からの再就職者の在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し公表

4 フォローアップ

1から3までに掲げた再発防止策の実施状況については、継続的にフォローアップを実施。

関連資料 2

平成 19 年 6 月 15 日
緑資源機構談合等の再発防止
のための第三者委員会

論点・課題の整理について

注 この論点・課題の整理は、これまでの本委員会において述べられた意見及び提出された資料を踏まえ、談合等の再発防止策の策定に関する論点・課題をまとめたものであり、農林水産省に対し、次回委員会までに所要の検討を求めるものである。

【検討の前提】

- ① 緑資源機構の組織について、6月1日に赤城農林水産大臣から廃止の方向で検討との指示が出されたので、当委員会としては、それを前提として所要の検討を進めることとなる。
- ② 本件は、発注者が関与した典型的な官製談合であり、入札について発注手続等の適正化を図るだけでは防ぎきれない問題であるため、再発防止のためには事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しが必要である。
- ③ 農水省は、本委員会での審議を求める以上、上記の点を踏まえ、緑資源機構、受注法人、林野庁の事業のやり方、人事システム、組織のあり方の見直しについて包括的な基本姿勢を明確にする必要がある。
- ④ なお、その際、次の諸点に留意することが必要である。
 - ・ 過去に策定された各種談合再発防止策を参考として、本件事案の対策として必要なものを整理集約し、検討の素材とすることが有益である。
 - ・ 本件の事実関係については検察当局の捜査等による解明を待たなければならぬが、同じ問題を抱える他省庁への強い刺激とするためにも、起訴事実が真実であるとして再発防止策を検討する必要がある。
 - ・ いわゆる「天下り」が官製談合を生む構造になっていたという認識をもち、その構造まで踏み込んだ対策を講ずることが必要である。
 - ・ 一般競争入札への移行後も、入札制度の健全な運営が維持されるよう、適切な措置を講じていくことが必要である。

【緑資源機構】

- ① 談合を日常的に繰り返していた組織については、根本論に立ち返って、組織のあり方を見直すべきである。
- ② 再就職者の在籍する組織が受注業者として談合を行うという構図が再現されないよう、緑資源幹線林道事業のみならず緑資源機構の他の事業についても長期的に注意深く監視すべきである。
- ③ 入札調書等に現れた要注意シグナルが見過ごされた背景を分析し、対策を

検討すべきである。

- ④ 機構内部や機構・林野庁間の閉鎖性を打破するための対策を検討すべきである。
- ⑤ 機構の今後のあり方については、現行事業の必要性を十分に検討すべきである。なお、その際、機構や機構職員の知識・経験を生かす点にも配慮する必要がある。
- ⑥ 官製談合があれば発注費が一般競争入札に比べて割高になるとの指摘があることから、これまでの機構への補助金額は過大との認識を持ち、予算についての検討を行うべきである。

【受注法人】

- ① 談合に深く関わった公益法人は、設立許可の取消しを行うなど厳しく対処する必要がある。
- ② 租税の減免を受ける公益法人が、公益事業として民間営利企業と入札で競争することの妥当性には疑問があり、そもそも公正競争が成り立たないから、そのような公益事業は整理されるべきである。
- ③ 発注者又はその監督官庁から受注法人に対する「天下り」は、競争入札の健全な運営が損なわれる可能性を否定できず、そのような再就職のあり方を根本的に再検討すべきである。

【林野庁】

- ① 国有林野事業の一部を独立行政法人に移管することなどについて「22年度末までに検討する」とされているが、このことは今回の事案の処理とどのような関連を持つのかを明らかにする必要がある。
- ② 監督庁である林野庁が今回の談合事案を防止できなかつた背景について分析し、独立行政法人との関係を含め、その組織・人事・事業のあり方の検討に役立てることが必要である。
- ③ 本件は、機構の事業についての入札談合という面のみならず、林野行政に対する国民の信頼を著しく損なった事案であり、農水省としても、国民の信頼回復のために何が必要かを、明らかにすべきである。
- ④ なお、その際、次の点に留意すべきである。
 - ・ 再就職者の在籍する企業への発注、一般競争入札以外の発注方法の有無などについて、調査・公表を行うべきである。
 - ・ 過去に類似の官製談合が発生されていたにもかかわらず同様の事件が起こったことへの厳しい反省の上に立ち、徹底した監視態勢を確立すべきである。

「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」 委員名簿

座長 大森 政輔 弁護士(元内閣法制局長官)

座長代理 矢部 丈太郎 実践女子大学教授(元公正取引委員会事務総長)

井出 隆雄 ジャーナリスト

大西 隆 東京大学先端科学研究所センター教授

清水 勇男 弁護士(元最高検察庁検事)

(参考)

「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の審議状況

- | | |
|-------------|---|
| 第1回 (5月18日) | ○ 状況の報告(事務局説明)
○ 各委員からの資料要求及び意見
○ 今後の検討の進め方 |
| 第2回 (5月31日) | ○ 各委員からの意見(フリーディスカッション) |
| 第3回 (6月15日) | ○ 論点・課題の整理 |
| 第4回 (6月26日) | ○ 検討課題についての事務局の対応方策(事務局説明)
○ 上記に関する質疑・議論 |
| 第5回 (7月13日) | ○ 中間とりまとめに向けた議論 |
| 第6回 (7月26日) | ○ 中間とりまとめに向けた議論 |